

令和3年4月28日

「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する
郵政民営化委員会の意見」の公表について

一般社団法人 全国信用組合中央協会
会長 渡邊 武

令和3年4月22日、郵政民営化委員会から、「郵政民営化の進捗状況についての総合的な検証に関する郵政民営化委員会の意見」（以下、「意見書」という。）が公表されました。

私どもはかねてより、ゆうちょ銀行が新規業務等に参入するに当たっては、まずは完全民営化への道筋が具体的に示され、その確実な実行が担保されることが最低限必要であり、公正な競争条件の確保の下で総合的に判断されるべきと主張してまいりました。

しかしながら現状においては、ゆうちょ銀行の完全民営化に向けた具体的な道筋は依然として示されておらず、ゆうちょ銀行と民間金融機関との公正な競争条件が確保されていない状況が続いております。

今回の意見書では、「日本郵政には次期中計期間において金融二社株式を50%処分した段階で、全株式処分に向けた方針やロードマップを明らかにする取組が求められる」とことが示されています。私どもとしては、日本郵政グループが、ゆうちょ銀行の全株式処分に向けた計画を明確に提示することが、改正郵政民営化法の附帯決議に定めのある「説明責任」を果たすことに繋がるものと考えています。

他方、日本郵政の同行株式の保有割合が50%以下となれば、ゆうちょ銀行の新規業務規制が認可制から事前届出制に移行することになり、意見書はこれをもって「経営の自由度が増す」と指摘していますが、当該事前届出制の移行にあたっては、改正郵政民営化法が求める「ゆうちょ銀行と他の金融機関等との間の適正な競争関係及び役務の適切な提供を阻害するおそれがない」とことに対する配慮義務が付加されたものであることを十分に念頭に置いたうえで実施する必要があるものと考えます。

また、平成31年4月の預入限度額の引上げに際しては、貯金獲得インセンティブの撤廃等の前提条件の履行がなされないまま引上げが行われ、極めて遺憾であると主張してまいりました。

この点について、意見書では、『貯金獲得に係る営業手当』を廃止し、『貯金の顧客基盤維持』及び『投資信託の顧客基盤拡充』に係る活動を総合評価する手当を創設し、令和3年4月から実施している」としています。しかしながら、同手当によって例えば年金受給口座の獲得が推奨されることになれば、これは性質上、同時に貯金の獲得につながるものであり、貯金獲得に係るインセンティブの撤廃を内容とする附帯条件に、まさに違背しているものと申し上げざるをえません。とりわけ、預金に占める高齢者預金の割合が大きい信用組合にとって、その影響は甚大なものとなります。

関係当局及び郵政民営化委員会におかれましては、郵政民営化法の基本理念に則り、こうした取り組みについて十分に注視していただくことを強く希望します。

私どもとしては、今回の「意見書」も踏まえ、改正郵政民営化法の基本理念に則ったうえで、地域社会の健全な発展や市場に与える影響及び民間事業者等との対等な競争条件を確保すること等に十分配慮いただくことを強く要望いたします。

以上